



海外旅行保険

旅行

自動引受機用

自動引受機用のパンフレットです。

保険期間が3か月までの契約タイプが記載されています。
お手続き時に、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）」を画面にてご確認ください。

保険期間3か月までの
方がご加入可能です



ご自身のスマートフォンでも
ご加入手続きができます



サービスの詳細は
東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）Webサイト
（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004）をご確認ください。



1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

- 目次
- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) … P.2～3
 - 2 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先 … P.4～7

海外旅行保険には、大きく分けて 4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.14～17をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で 亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で 後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------



旅先でのケガや病気が原因で 治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



ケガや病気で継続して3日以上入院で 家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化*1して 治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで *2
	疾病に関する応急治療・救援費用担保 特約に係る治療・救援費用保険金

さらに大きな
あんしん
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が
予約されていた場合等、保険金お支払
いの対象とならない場合があります。

3 ご契約金額と保険料 P.8~13

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)..... P.14~17



② 他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする
保険金の種類

賠償責任保険金



③ 持ち物に関する補償

デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金

*3
*4
*5



④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする
保険金の種類

航空機寄託手荷物保険金

*6



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする
保険金の種類

航空機遅延保険金

*7



* 1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

* 2 保険期間 31 日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります（治療・救援費用保険金額 300 万円超の場合）。

なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

* 3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

* 4 携行品 1 個、1 組または 1 対あたり 10 万円（乗車券等は合計 5 万円）がお支払いの限度となります。

* 5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて 30 万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額 30 万円超の場合）。

* 6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

* 7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

(ご旅行中の病気・ケガ・盗難等のアクシデントの際のご連絡先)

24時間/年中無休

日本語で対応

利用者限定^{*1}

1 こんなときにお電話ください

下記のような場合に東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社 (INTAC) の担当スタッフが、東京で全世界からの電話相談にお応えします。

最寄りの病院の
案内・紹介

キャッシュレス・メディカル・
サービス^{*2}のご案内

緊急医療相談サービスの
ご利用

トラベルプロテクト^{*3}の
ご利用

病人、ケガ人の
移送手配

救援者の渡航手続き、
ホテル手配のサポート

ご遺体の日本への
移送手配

保険金の請求方法に
関する各種相談

*1 保険証券・保険契約証・被保険者証のいずれかをお持ちの方のみご利用いただけるサービスです。

*2 キャッシュレス・メディカル・サービスとは
治療費用を全額保険金でお支払いできる場合に、病院で自己負担することなく治療を受けることができるサービスです。詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

*3 トラベルプロテクトの詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

2 ご利用にあたってのご注意

a. サービスをおことわりする場合

たとえば、

- ①ご契約の海外旅行保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合、またはお支払いの対象となる特約をご契約いただいていない場合には、サービスの提供はできません。
- ②治療費、移送費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、サービスの提供はできません。
- ③弊社はこのガイドでご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

b. サービス提供について

たとえば、

- ・戦争等の理由により安全性が確保できない地域、サービス適用地域であっても、通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等により、サービスを開始するまでに相当の時間または日数を要する場合があります。
- ・お客様のご要望によりサービスをご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はお客様の自己負担となりますので予めご了承ください。

詳細は弊社Webサイトをご確認ください。

ご注意

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、保険期間の延長手続きは受付していません。延長の手続きはご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店にて営業時間内に対応させていただきます。詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

3 ご連絡方法

以下に記載のA～Dのいずれかの方法で東京海上日動海外総合サポートデスクにお電話ください。

A フリーダイヤルでのご連絡方法

下表に掲載されている国、地域については、フリーダイヤルを設定しておりますので、東京の東京海上日動海外総合サポートデスクに直接お電話いただけます。



滞在されている国・地域のフリーダイヤル番号を押してください。

ご注意

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、B～Dのいずれかの方法でご連絡ください。

北 米

アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571	サイパン	1-866-666-5127
ハワイ	1-800-446-5571	カナダ	1-800-665-6779
グアム	1-888-841-7905	バミューダ諸島	1-800-623-0164

中南米

チリ	1230-020-2474
----	---------------

ヨーロッパ

アイルランド	1-800-55-8166	デンマーク	8001-0516
イギリス	0800-028-6560	ドイツ	0800-1-81-1391
イタリア	800-8-70715	ハンガリー	06-800-11886
オーストリア	0800-281-284	フィンランド	0800-1-181-33
オランダ	0800-022-5777	フランス	0800-909634
ギリシャ	00-800-8113-0008	ベルギー	0800-1-8115
スイス	0800-55-5692	ポルトガル	800-8-81-127
スウェーデン	020-791-027	ルクセンブルク	8002-2863
スペイン	9009981-64	ロシア	810-800-20041081

アジア

アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	中国	4001-202989
イスラエル	1-80-947-8001	トルコ	00-800-8191-9166
インドネシア	001-803-81-0154	フィリピン	1-800-1-811-0177
韓国	00798-81-1-0068	香港	800-96-6933
シンガポール	800-811-0423	マカオ	0800-449
タイ	001-800-811-0215	マレーシア	1800-80-3072
台湾	0080-181-2233		

オセアニア

オーストラリア

1-800-146-401

ニュージーランド

0800-44-8461

アフリカ

南アフリカ共和国

0800-98-3595

ご注意

- ・ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記に記載の番号を押してください。
- ・公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記に記載の番号を押してください。
- ・お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- ・弊社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば以下のような費用は、お客様のご負担となりますので予めご了承ください。
 - ①滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 - ②現地の市内通話料金
 - ③ホテル等で別途発生する利用料金

③ LINE 無料通話でのご連絡方法



LINE 無料通話でご連絡いただけます

LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の弊社のWebサイト上に無料通話の発信ボタンがございますので、アクセスしてください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/#anc-2-4



ご注意

- ・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
- ・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペック等により、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
- ・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）をご利用ください。

動作環境

・OSやLINEアプリは、最新のバージョンをご利用ください。

サービス休止等

・システムメンテナンスのため、一定時間サービスを休止させていただくことがあります。

◎ダイヤル直通（通話料お客様負担）でのご連絡方法

通常の通話方式で、電話をかける側が電話料金を負担する方式です。この際、「有料電話でかけている」とことと「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、東京海上日動海外総合サポートデスクよりおかけ直しいたします。

なお、弊社からおかけ直した場合の着信通話についても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では国際ローミング料等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。



東京の東京海上日動海外総合サポートデスク

(03 - 6758 - 2460) にかける時の方法です。

発信地の国際電話
識別番号

- **8 1** - **3** - **6 7 5 8** - **2 4 6 0**

日本の国番号

市外局番

東京海上日動総合サポートデスク 番号

ご注意

- ・国際電話識別番号は、国やホテル等によって異なりますので、滞在先でご確認ください。また、携帯電話からおかけになる場合には、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- ・市外局番部分（03）の「0（ゼロ）」は付けずに「3」からはじめてください。

◎国際コレクトコール（料金受信人払方式）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局の電話オペレーター（交換手）を呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申し込みをしてください。コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。



現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで

(81)-3-6758-2460

までご連絡ください。

3 ご契約金額と保険料

保険期間
31日まで

69歳以下

保険の対象となる方		ご契約者本人		
契約タイプ		A4	A3	
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	
	治療・救援費用	無制限	無制限	
	応急治療・救援費用*1	300万円	300万円	
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	
	賠償責任	1億円	1億円	
	携行品損害(免責金額0円)	30万円	20万円	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	
	航空機遅延*2	セットあり	セットあり	
払い込みいただく保険料	保険期間 1日まで	トラブルプロテクト付き*4	3,910円	3,210円
	2日まで		5,040円	4,290円
	3日まで		6,010円	5,240円
	4日まで		6,800円	5,990円
	5日まで		7,730円	6,860円
	6日まで		8,700円	7,790円
	7日まで		9,500円	8,550円
	8日まで		10,600円	9,610円
	9日まで		11,300円	10,290円
	10日まで		11,970円	10,930円
	11日まで		12,670円	11,580円
	12日まで		13,380円	12,240円
	13日まで		14,100円	12,920円
	14日まで		14,700円	13,480円
	15日まで		17,800円	16,570円
	17日まで		19,080円	17,800円
	19日まで		20,880円	19,540円
	21日まで		22,560円	21,160円
	23日まで		24,490円	22,970円
	25日まで		26,270円	24,660円
27日まで	28,200円	26,530円		
29日まで	29,870円	28,120円		
31日まで	31,640円	29,840円		

*1 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*2 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

ご契約の際のご注意

- **保険期間（保険のご契約期間）は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。**

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。

- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- スカイダイビング等の危険な運動等をされる場合、ご加入いただけません。
- 旅行先でプロボクシング等の危険なお仕事に従事される場合、ご加入いただけません。

C3	ご契約者本人以外 / 15歳未満		
	C3	B2	C2
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円
無制限	無制限	3,000万円	無制限
300万円	300万円	300万円	300万円
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
1億円	1億円	1億円	1億円
30万円	30万円	10万円	30万円
3万円	3万円	3万円	3万円
セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
3,030円	3,030円	2,350円	2,430円
4,160円	4,160円	3,300円	3,560円
5,130円	5,130円	4,140円	4,520円
5,920円	5,920円	4,780円	5,310円
6,850円	6,850円	5,520円	6,200円
7,820円	7,820円	6,300円	7,150円
8,580円	8,580円	6,950円	7,890円
9,680円	9,680円	7,880円	8,990円
10,380円	10,380円	8,460円	9,680円
11,050円	11,050円	9,000円	10,340円
11,710円	11,710円	9,560円	10,990円
12,380円	12,380円	10,090円	11,640円
13,100円	13,100円	10,670円	12,360円
13,660円	13,660円	11,130円	12,900円
16,760円	16,760円	14,040円	16,000円
18,040円	18,040円	15,150円	17,270円
19,800円	19,800円	16,690円	19,010円
21,440円	21,440円	18,130円	20,630円
23,290円	23,290円	19,690円	22,440円
24,990円	24,990円	21,170円	24,120円
26,880円	26,880円	22,890円	25,980円
28,470円	28,470円	24,310円	27,550円
30,200円	30,200円	25,850円	29,230円

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*3 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*4 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

保険期間
31日まで

70歳以上*1

保険の対象となる方		ご契約者本人	
契約タイプ		E3	E2
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限	無制限
	応急治療・救援費用*2	300万円	300万円
	疾病死亡	500万円	—
	賠償責任	1億円	1億円
	携行品損害(免責金額0円)	30万円	20万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円
	航空機遅延*3	セットあり	セットあり
払い込みいただく保険料	保険期間 1日まで	5,000円	4,130円
	2日まで	6,590円	5,670円
	3日まで	7,950円	7,000円
	4日まで	9,690円	8,700円
	5日まで	11,570円	10,500円
	6日まで	13,380円	12,260円
	7日まで	15,140円	13,980円
	8日まで	16,820円	15,640円
	9日まで	18,520円	17,310円
	10日まで	20,240円	19,000円
	11日まで	21,970円	20,680円
	12日まで	23,760円	22,410円
	13日まで	25,490円	24,100円
	14日まで	27,210円	25,780円
	15日まで	32,990円	31,550円
	17日まで	35,090円	33,590円
	19日まで	38,850円	37,290円
21日まで	42,120円	40,490円	
23日まで	45,010円	43,250円	
25日まで	48,260円	46,430円	
27日まで	51,250円	49,350円	
29日まで	54,840円	52,860円	
31日まで	58,240円	56,190円	

トラブルプロテクト付き*5

- *1 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	ご契約者本人以外		
F4	F4	F2	F3
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円
無制限	無制限	3,000万円	無制限
300万円	300万円	300万円	300万円
—	—	—	—
1億円	1億円	1億円	1億円
20万円	20万円	10万円	20万円
3万円	3万円	3万円	3万円
セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
3,690円	3,690円	3,220円	3,470円
5,230円	5,230円	4,620円	5,010円
6,560円	6,560円	5,820円	6,340円
8,260円	8,260円	7,360円	8,040円
10,060円	10,060円	8,980円	9,840円
11,820円	11,820円	10,560円	11,600円
13,520円	13,520円	12,120円	13,290円
15,180円	15,180円	13,660円	14,950円
16,850円	16,850円	15,200円	16,620円
18,540円	18,540円	16,750円	18,310円
20,200円	20,200円	18,290円	19,960円
21,910円	21,910円	19,840円	21,660円
23,600円	23,600円	21,380円	23,350円
25,260円	25,260円	22,920円	25,000円
31,030円	31,030円	28,340円	30,770円
33,070円	33,070円	30,200円	32,810円
36,750円	36,750円	33,620円	36,480円
39,930円	39,930円	36,560円	39,650円
42,650円	42,650円	39,070円	42,350円
45,790円	45,790円	42,010円	45,470円
48,690円	48,690円	44,730円	48,360円
52,160円	52,160円	47,970円	51,810円
55,470円	55,470円	51,080円	55,110円

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*4 もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*4 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*5 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

保険期間31日超

0~29歳以下

保険の対象となる方			ご契約者本人	
契約タイプ			L3	L2
保険金額	傷害死亡		5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害		5,000万円	3,000万円
	治療・救援費用		無制限	無制限
	疾病死亡		1,000万円	1,000万円
	携行品損害		30万円	20万円
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	トラベルプロテクト付き*2	31,380円	29,570円
	39日まで		35,330円	33,480円
	46日まで		41,720円	39,850円
	53日まで		48,730円	46,630円
	2か月まで		58,950円	56,610円
	3か月まで		71,640円	68,650円

保険期間31日超

30歳以上~69歳以下

保険の対象となる方			ご契約者本人	
契約タイプ			L3	L2
保険金額	傷害死亡		5,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害		5,000万円	3,000万円
	治療・救援費用		無制限	無制限
	疾病死亡		1,000万円	1,000万円
	携行品損害		30万円	20万円
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	トラベルプロテクト付き*2	34,640円	32,830円
	39日まで		41,560円	39,710円
	46日まで		52,800円	50,930円
	53日まで		66,110円	64,010円
	2か月まで		77,790円	75,450円
	3か月まで		106,540円	103,550円

保険期間31日超

70歳以上*3*4

保険の対象となる方			ご契約者本人	
契約タイプ			P3	P2
保険金額	傷害死亡		3,000万円	2,000万円
	傷害後遺障害		3,000万円	2,000万円
	治療・救援費用		無制限	無制限
	携行品損害		30万円	20万円
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	トラベルプロテクト付き*2	54,820円	53,710円
	39日まで		68,380円	67,250円
	46日まで		88,760円	87,620円
	53日まで		112,740円	111,490円
	2か月まで		139,640円	138,260円
	3か月まで		205,600円	203,880円

*1 P.8 *2 をご参照ください。

*2 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

全タイプ共通 右表の3つの補償項目が 付帯されています	賠償責任	1億円
	航空機寄託手荷物	3万円
	航空機遅延*1	セットあり

	ご契約者本人以外 / 15歳未満		
N4	N4	M2	N3
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円
無制限	無制限	3,000万円	無制限
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
20万円	20万円	10万円	20万円
28,850円	28,850円	24,020円	27,810円
32,760円	32,760円	27,500円	31,670円
39,110円	39,110円	32,720円	37,910円
45,790円	45,790円	37,990円	44,380円
55,670円	55,670円	46,540円	54,010円
67,450円	67,450円	56,340円	65,150円

	ご契約者本人以外		
N4	N4	M2	N3
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円
無制限	無制限	3,000万円	無制限
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
20万円	20万円	10万円	20万円
32,110円	32,110円	28,130円	31,070円
38,990円	38,990円	34,440円	37,900円
50,190円	50,190円	44,800円	48,990円
63,170円	63,170円	56,720円	61,760円
74,510円	74,510円	67,070円	72,850円
102,350円	102,350円	92,430円	100,050円

	ご契約者本人以外		
R4	R4	Q2	R3
1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円
無制限	無制限	3,000万円	無制限
20万円	20万円	10万円	20万円
53,350円	53,350円	48,030円	52,990円
66,890円	66,890円	60,520円	66,530円
87,250円	87,250円	79,350円	86,880円
111,070円	111,070円	101,340円	110,650円
137,790円	137,790円	125,960円	137,320円
203,280円	203,280円	186,260円	202,680円

*3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

*4 疾病死亡の付帯はございません。

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金
の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先で
ケガをして

傷害死亡
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて **180 日以内**に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）

傷害
後遺障害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて **180 日以内**に身体に後遺障害が生じた場合



旅先で
病気やケガの
治療をして

治療・
救済費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 **72 時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて **30 日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



救済費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて **180 日以内**に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3 日以上*7**続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて **30 日以内**に死亡された場合
- ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等



*治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次の a. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。

- a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

旅先で病気
をして

疾病死亡
保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 **72 時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて **30 日以内**に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*11により、旅行終了日からその日を含めて **30 日以内**に死亡された場合



- *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。
- *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*5等をいいます。
- *5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りません。
- *6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

「海外旅行中」とは

保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2
※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。）
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。
①医師・病院に支払った診察・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a. 国際電話料等通話費、b. 身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額
①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者3名分まで） ③救護者の宿泊施設の客室料（救護者3名分かつ救護者1名につき1.4日分まで） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用（100万円まで）

- b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
- c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
 - ②保険金受取人の故意または重大な過失
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1
 - ④放射線照射、放射能汚染
 - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
 - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
 - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

- 上記①～④、⑥に加え、たとえば
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故
 - ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
 - ・歯科疾病
 - ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ・海外旅行開始前に発病した病气（疾病に関する応急治療・救護費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。）
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病



- 上記①～④、⑥に加え、たとえば、
- ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
 - ・歯科疾病
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡

- *7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
- *8 6親等内の血族、配偶者*9または3親等内の姻族をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。
- ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- *11 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

保険期間 **31**日まで 保険期間 **31**日超 **共通の補償**

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

他人にケガ等をさせて

賠償責任保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- *1 次に掲げる損害を含みます。
- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害



持ち物が損害を受けて

携行品損害保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合

*7 携行品とは？

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある問および別送品は含みません。

*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。



手荷物が届かなくて

航空機寄託手荷物保険金

お支払いする場合

- ①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**に、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合



航空機が遅れて

航空機遅延保険金

お支払いする場合

- ①出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費*13 ・渡航先での各種サービス取消料
・食事代

*13 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。



保険期間 **31**日まで **のみの補償**

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*14**により医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*14**により**3日以上*15**続けて入院された場合

*15 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*14 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。



*4 6親等内の血族、配偶者 *5 または3親等内の姻族をいいます。
*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります)。
①婚姻意思 *6 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

「海外旅行中」とは

保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

お支払い額

損害賠償金の額

- ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。
- ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

- P.15に記載の③④に加え、たとえ、
 - ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
 - ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任
 - ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
 - ・航空機・船舶*2、車両*3、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 - ・親族*4に対する賠償責任
- *2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- *3 **レンタカーを含みます。**なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用の中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

お支払い額

- （携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額*9
- ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
- ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
- ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円を定める場合があります。
- ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

- P.15に記載の①～④に加え、たとえ、
 - ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 - ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
 - ・**携行品の置き忘れまたは紛失*12**
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ホバースレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
 - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置・空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。）
- *12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*9 損害額とは？

損害が生じた携行品の時価額*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地で負担した場合）に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

*10 時価額とは？

再取得価額*11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*11 再取得価額とは？

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

お支払い額

1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- P.15に記載の①～④に加え、たとえ、
 - ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波

お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a 宿泊施設の客室料	3万円
b 交通費*13もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c 食事代	5,000円

※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地（高緯地変更の場合はその高緯地）**、左記②の場合は**乗継地におよび負担した費用**に限ります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額と見做す
たとえば
救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者3名分まで）
救護者の宿泊施設の客室料（救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで）

- ※ 保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。
- ※ 海外旅行中ご医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限ります。また、住居（保険の対象となる方が入院した最終目的の病院または診療所を含みます。）等ご帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

- たとえば、
 - ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
 - ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
 - ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。）
 - ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用
たとえ、
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関する費用
 - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関する費用
 - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティクスまたは整体の費用
 - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関する費用
 - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関する費用または補聴器の装着および他の視力回復を目的とする処置に関する費用
 - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関する費用
 - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関する費用

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

下記の場合には、 この自動引受機でのお申込みはできません。

- 傷害死亡保険金額が 5,000 万円を超えるご契約をご希望の場合
なお、保険の対象となる方の年齢がお申込日時時点で満 15 歳未満の方または、お申込人（ご契約者）と保険の対象となる方が異なる場合の傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額の上限額は、他の保険契約等*と合算して、それぞれ 1,000 万円までとなります
- ご旅行の期間（保険期間）が 3 か月超となる場合
- 15 歳未満の方または法人等によるお申込みの場合
- お申込日（本日）以外を保険期間の始期日とする場合
- ご旅行中に危険な運動または業務を行う場合（危険な運動・業務の例：スカイダイビング、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、自動車等による競技・競争等／プロレスリング、プロボクシング等）
- 日本を出発し日本に帰着するご旅行ではない場合（帰国予定のない方や海外に永住される方等）
- 保険の対象となる方で本人の主な居住地が日本以外の場合
- 死亡保険金受取人を法定相続人以外の特定の方に指定される場合
- その他、弊社引受基準に合致しない場合

*「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1 回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。
本パンフレット P.14 ~ 15 もあわせてご確認ください。

- ①**帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申し込みいただけません。
そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ②**旅行先でのお仕事・運動**：次のような場合には、海外旅行保険自動引受機では、お申し込みいただけません。
- ・オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含みます。）、自転車競争選手（競輪選手）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー・プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体、生命の危険度の高い職業・職務に従事される場合。
 - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦を除きます。）。
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③**補償の重複について**：
- ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
- *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- *2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ④**保険料領収証**：保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証（海外旅行保険契約証兼保険料領収証）を発行いたしますので、お確かめください。

〈空港〉成田国際空港（第1・第2・第3ターミナル）

〈代理店〉株式会社グリーンポート・エージェンシー

〒282-0004 千葉県成田市成田国際空港

第2旅客ターミナルビル北附属棟2階

TEL: 0476-32-8885

〈空港〉成田国際空港（第2ターミナル）

〈代理店〉日本空港ビルデング株式会社

〒282-0004 千葉県成田市成田国際空港

第2旅客ターミナルビル2階

TEL: 0476-34-8505

〈空港〉羽田空港（第2・第3ターミナル）

〈代理店〉日本空港ビルデング株式会社

〒144-0041 東京都大田区羽田空港2丁目6-5

羽田空港第3旅客ターミナルビル

TEL: 03-6428-0404

〈空港〉中部国際空港

〈代理店〉中部国際空港旅客サービス株式会社

〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1丁目1番地

TEL: 0569-38-7287

〈空港〉関西国際空港

〈代理店〉関西エアポートリテールサービス株式会社

〒549-0001 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

航空会社北ビル4F

TEL: 072-455-2900

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご用意しておりますので、お持ち帰りください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

日本国内保険金のご請求に関するお問い合わせ先は

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル

 **0120-789-133**

受付時間:24時間365日

(時間帯によりご利用方法が異なりますので、詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。)

引受保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp